

社会資本総合整備計画書

三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想改定

(東京都三鷹市)

社会資本総合整備計画（市街地整備） 事後評価書

平成 28年 3 月 1日

計画の名称	1 三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想改定		
計画の期間	平成23年度 ～ 平成24年度 (2年間)	交付対象	三鷹市
計画の目標			

三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想（以下 現基本構想という）は平成15年10月に策定し、平成22年が国の定める目標年次となっている。目標年次でのまちづくりの達成状況・進捗状況を検証し、広く市民に広報し、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。また、平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下 バリアフリー新法）が施行され、新たな内容が盛り込まれており、現基本構想も適応させる必要がある。さらに、市庁舎周辺が「市民センター周辺地区」として、今後、市民生活の面でも防災上の観点からも重要度を増す拠点となっていく。したがって、バリアフリー新法により重点整備地区の指定が旅客施設を含まないエリアも可能となったこともあり、市民センター周辺地区を含めて新たな重点整備地区の設定を検討する必要がある。 以上を踏まえ、現基本構想を平成23年度に改定、平成24年度に冊子を製作し、広く市民に周知する。

計画の成果目標（定量的指標）

現基本構想の改定に向け、現在の重点整備地区（約210ha）に加え、新たに市民センター周辺地区（約30ha）を重点整備地区として検討する。

定量的指標の定義及び算定式

重点整備地区として検討した面積（ha）

定量的指標の現況値及び目標値

当初現況値 (H23当初)	中間目標値 (H23末)	最終目標値 (H24末)	備考

全体事業費	合計 (A+B+C)	2.4百万円	A	2.4百万円	B	0円	C	0円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	0.0%
-------	---------------	--------	---	--------	---	----	---	----	---------------------------	------

事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
市民、学識経験者、鉄道・バス事業者、障がい者団体、高齢者団体などから構成された「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」に諮った。	平成27年11月
	公表の方法
	事後評価書を市のホームページで公表。

1. 交付対象事業の進捗状況

交付対象事業															
A1 基幹事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
1-A-1	交通	一般	三鷹市	直接	三鷹市	三鷹市都市交通システム整備事業	重点整備地区構想改定（三鷹駅周辺地区）	三鷹市						0.8	
1-A-2	交通	一般	三鷹市	直接	三鷹市	三鷹市都市交通システム整備事業	重点整備地区構想改定（三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区）	三鷹市						0.8	
1-A-3	交通	一般	三鷹市	直接	三鷹市	三鷹市都市交通システム整備事業	重点整備地区調査・検討（市民センター周辺地区）	三鷹市						0.8	
合計													2.4		
B 関連社会資本整備事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
1-B-1															
合計															
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考				
1-B-1															
C 効果促進事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
1-C-1															
合計															
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考				
1-C-1															

2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関連する
交付対象事業の効果の発現状況

平成23年度にバリアフリー新法に適応した、「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022」を策定した。策定にあたっては、従前の重点整備地区（約210ha）に加え、新たに市民センター周辺地区（約30ha）を重点整備地区として検討を行った。平成24年度は冊子を製作、市のホームページにより広く市民に周知した。

重点整備地区：三鷹駅周辺地区、三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区 重点整備地区調査・検討：市民センター周辺地区（案）

II 定量的指標の達成状況

重点整備地区として検討した面積（ha）

最終目標値	約240ha	目標値と実績値に差が出た要因
最終実績値	約240ha	

III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況
（必要に応じて記述）

「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022」に基づき、生活関連経路及び生活関連施設の整備が推進されバリアフリー化が図られた。

3. 特記事項（今後の方針等）

推進体制の取り組みについては、「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」を継続し、「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022」における進捗状況の検証などを行う。

(参考図面) 市街地整備 (事後評価)

計画の名称	1 三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想改定	交付対象	三鷹市
計画の期間	平成23年度 ~ 平成24年度 (2年間)		

